

令和3年度第1回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会 会議録

1 日 時 令和3年7月30日(金) 午後3時から4時20分まで

2 場 所 三条東公民館 多目的ホール2

3 出席者

(1) 委員

会長 坂西 哲昌 新潟県弁護士会 片桐・坂西・阿部法律事務所
副会長 青野 正典 三条市自治会長協議会 三条地区
委員 吉田 孝夫 三条市自治会長協議会 栄地区
委員 佐藤 勝志 三条地区学校警察連絡協議会
委員 長谷川 徹 三条地区金融機関防犯連絡協議会 会長
(代理出席：関本 康二 (株)第四北越銀行三条支店 課長)
委員 殖栗 孝雄 三条市社会福祉協議会 副会長
委員 阿部 成基 三条飲食店組合 副組合長

※欠席：委員 小林 一一 三条市自治会長協議会 下田地区
委員 永井 将治 三条市PTA連合会 外部委嘱委員
委員 西潟 精一 三条地区職場警察連絡協議会 会長
委員 門間 宏幸 三条警察署 生活安全課 課長

(2) 三条市

ア 事務局

藤井 勲 三条市市民部長
五十嵐 康之 三条市市民部環境課長
長谷部 潔 三条市市民部環境課課長補佐
坂上 和也 三条市市民部環境課生活安全・交通係長
篠田 敏規 三条市環境課生活安全・交通係主任
大平 春菜 三条市環境課生活安全・交通係主任

イ 関係課

相田 寛 三条市教育委員会小中一貫教育推進課指導主事

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 会長・副会長の選任

- (4) 議題
 - ア 防犯カメラ設置方針について
 - イ 犯罪被害者等支援の動向について
- (5) その他
- (6) 閉会

5 議事録

(1) 事務局あいさつ

藤井部長

例年は、年明け頃に、三条市安全・安心なまちづくり条例に基づく推進計画の取組状況や次年度の取組方針等を報告し、皆様から意見を頂いているところであるが、本日は、来年度に向けて新たに検討を進めている案件2件について、意見を頂戴したい。

一つ目は、防犯カメラの設置についてである。近年、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、不審者情報の件数は、増加傾向にあるなど市内における防犯対策は喫緊の課題であり、特に、犯罪に対して最も弱い立場にある子どもたちの安全・安心を守るため、来年度以降、通学路を中心に防犯カメラを設置したいと考えている。

二つ目は、犯罪被害者支援についてである、今年の4月に新潟県犯罪被害者支援条例が施行されたことを受け、当市においても、警察など関係機関との連携方法や支援内容といった犯罪被害者支援の在り方の整理、見直しを図りたいと考えている。

これらの取組に対し、関係分野を代表される委員の皆様から御意見や御助言を頂きたい。

(2) 会長・副会長の選任について

事務局から、現在空席となっている当協議会の会長及び副会長の選任について、三条市安全・安心なまちづくり推進協議会設置要領第5条の規定により、委員の互選となっていることを説明し、自薦、他薦をお願いしたところ、事務局一任の意見があった。そのため、事務局から坂西委員を会長、青野委員を副会長とする案を諮った結果、異議がなかったため、全会一致で坂西委員を会長、青野委員を副会長とすることに決定した。

(3) 議題1 防犯カメラ設置方針について

坂上係長

配布資料1-1の2ページ及び3ページを御覧いただきたい。趣旨としては、市民の安全安心を確保するため、必要な箇所に防犯カメラを設置するものである。不審者事案が発生した際に市が配信する安全安心メールの配信状況や、犯罪発生状況、自治会等

での防犯カメラ設置状況などを踏まえ、今後、設置箇所を選定した上で、優先順位をつけて設置していきたい。

安全安心メールの配信状況について、平成 29 年度から子どもに関わる不審者事案が年々増加している。また、三条市の犯罪発生状況について、自転車の窃盗が昨年 1 年間で 50 件程度発生している。以上のことから、まずは、不審者事案発生抑制の観点から、小学生が日常的に通る通学路を優先して設置し、通学路への設置が完了したら、自転車盗難対策等のため駅の駐輪場等に設置することも検討したい。

設置箇所の選定方法について、8 月以降に各学校に依頼し、学校運営協議会等で、自治会や P T A と必要な箇所を選定いただき、要望を上げていただきたいと考えている。その後、市環境課が警察や教育委員会と協議した上で、当協議会の意見を踏まえ、設置箇所を決定していきたい。

箇所数については、平成 30 年に新潟市西区で小学生が殺害された事件を受けて、各学校が警察、自治会と合同で通学路の点検を行い、危険箇所を約 200 か所洗い出したことから、200 か所程度と想定しているが、実際の設置数については、当時から 3 年経過しているのので、改めて各学校からの要望に基づき選定したいと考えている。

設置計画については、来年度から 3 年程度で小学校の通学路に設置したいと考えており、3 年間で 1 校当たり 3 ～ 6 台程度、年間 1 ～ 2 台となる。不審者事案が多く発生している 5 校については、さらに追加で設置していきたい。具体については、各学校と相談しながら決めたい。令和 7 年度以降については、駅駐輪場や公園、公共施設など防犯上必要な箇所を選定し、設置したい。

4 ページを御覧いただきたい。関係各所との調整については、当協議会開催までに、教育委員会や三条警察署、先進的に取り組んでいる栄地区自治会長協議会の「栄防犯カメラ設置推進協議会」へ方針を説明し、御意見を頂いた。今後は、学校や教育委員会、警察と協議しながら設置箇所を決めていきたい。あわせて、運営要領案の作成や工事の設計などを実際の設置に向けて進めていきたい。

設置後の管理については、市環境課が設置主体として、年数回の定期確認や電気料の支払いなど維持管理を行う。不審者事案等発生時の映像確認は、現場に一番近い各学校で一義的に行い、必要に応じ警察への通報や教育委員会、環境課への報告をお願いすることで考えている。

5 ページを御覧いただきたい。大まかなスケジュールについ

て、今年度中に設置箇所を決定し、設置に向けて準備を進めていき、来年度に入ったら設置工事を行い、2学期開始頃までには設置できればと考えている。

6ページから8ページは参考資料となる。

6ページを御覧いただきたい。機器について、現時点で想定しているものを記載している。金額については、50～60万円とあるが、高額であるため、現在精査中である。しかしながら、実際に事件等が起こった際になるべく映像が取り出しやすく、また、冬期の降雪に耐えうるような機器を選定したいと考えている。

7ページ及び8ページを御覧いただきたい。すでに防犯カメラの設置に関して取り組んでいる2つの団体を記載している。

一つ目は、三条警察署が事務局となっている「三条市防犯協会」が各自治会向けに防犯カメラ設置補助を行っている。

二つ目は、先ほども述べたが、栄地区自治会長協議会の「栄防犯カメラ設置推進協議会」が防犯カメラを設置しており、来年度についても設置を予定しているとのことである。

いずれの団体とも、市が設置する前に調整を行い、設置箇所が重複することがないように効果的に進めていきたいと考えている。

資料1～2は、新潟県内他市の防犯カメラ設置状況である。参考に御覧いただきたいが、市が直接設置しているところもあれば、自治会に補助を出しているところもある。今後、こうした他市の状況も踏まえ、当市でも検討していきたい。

(4) 意見交換

佐藤委員

不審者事案の発生を防ぎ、子どもの安全安心を守るために是非進めてほしい。学区が広いため、どこからどこまで設置するのが難しいと思う。

五十嵐課長

各学校の学校運営協議会で、通学路を中心に適切な設置箇所を選定してもらうことで、不審者事案発生を抑止効果を狙っていきたい。

関本課長

平成30年に通学路の危険箇所を点検したとのことだが、当時と状況が変わっていると思うので、地域の実情に合わせて設置していただければと思う。

阿部委員

何十年前になるが、市内の小学生が誘拐されて監禁された事件があった。通学路で一人になったところが狙われやすいと思う。子どもが狙われやすい箇所は、警察が詳しいと思うので、聞いた

上で設置した方が良い。

五十嵐課長 基本的には各学校で設置箇所の優先順位をつけてもらいたいと考えているが、御指摘のとおり、専門的知見を有する警察署からもアドバイスをいただいた中で選定していきたい。

殖栗委員 防犯カメラの設置は長く継続していく必要があると思うので、設置箇所はどんどん広めていってほしい。機器については、映像が鮮明に映るなど、精密な機器を取り付けてもらいたい。

五十嵐課長 予算に限りがあるため、市で設置できる数は限られるものの、他に取り組んでいる団体とも連携しながら、極力、要望箇所を網羅していきたいと考えている。機器については、実際に設置している団体からも御意見を頂きながら検討していきたい。

吉田委員 栄防犯カメラ設置推進協議会で善久寺の地下道の入口に防犯カメラを設置したが、子どもたちは安心して通学しているようだ。子どもたちの安全を守るため、なるべく多くの箇所に設置してほしい。

青野副会長 通学路を中心に設置することについては、大いに賛成である。
1点お聞きしたいが、三条駅の上空通路のエレベーター内に防犯カメラが設置されているが、稼働しているのか、ダミーか。

五十嵐課長 こちらで把握していないので、上空通路を所管する市建設課に確認する。

坂西会長 不審者事案が発生した具体的な場所は把握しているのか。

五十嵐課長 事案によっては把握している場所とできていない場所がある。

坂西会長 防犯カメラの設置に当たっては、実際に不審者事案が発生した場所が最優先になると思うので、把握した方が良い。選定の方法について、各学校から要望を上げてもらうとのことだが、不審者事案が発生した場所が分かる資料を提示しないと学校も決められないと思う。

五十嵐課長 警察署等に確認し、具体の箇所を把握した上で、学校に情報提供したい。

- 坂西会長 映像の保存が重要になってくると思うが、どこにどのくらいの期間保存されて誰が保管するのか。
- 五十嵐課長 今後、防犯カメラの運営要領を作成するが、他市や他団体を参考にしながら、映像の取扱いを決めていきたい。
- 坂西会長 運営要領はいつ頃作成するのか。
- 坂上係長 実際に防犯カメラを設置して稼働するまでに作成する予定である。新潟県が「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」を策定しているので、それを基に作成したいと考えている。
- 坂西会長 運営要領の中に記載されると思うが、映像の開示先について、例えば保護者から映像の開示請求があった場合はどうするのか。プライバシー保護とのバランスが難しいと思う。
- 五十嵐課長 防犯とプライバシー保護のバランスを考慮した上で、要領を策定していきたい。
- 坂西会長 機器について、具体的にはまだ決まっていないとのことだが、現時点で想定している機器として、Wi-Fi 内蔵とあるが、カメラの近くから映像を取り出すということか。
- 五十嵐課長 カメラの近くに専用のパソコンを持っていくと、Wi-Fi が受信でき、パスワードを入れてログインすると映像が確認できる。
- 坂西会長 カメラが壊れた場合、内蔵のハードディスクも壊れるのか。
- 五十嵐課長 故障で映像が確認できないことがないように、定期的に点検に努めたい。
- 坂西会長 業者に頼めばコストがかかると思うが、年に1、2回の点検では少ないのではないかと。
- 五十嵐課長 なるべく維持費をかけない形でやっていきたい。点検も含めてどういう機器にするかコストを意識しながら決めていきたい。
- 坂上係長 他市に確認したところ、点検は年に数回というところが多かつ

たこともあり、そのように資料に記載したが、頻度については今後検討していきたい。

坂西会長 7ページについて、三条市防犯協会の防犯カメラ設置補助事業のところで、設置及び管理者が自治会等となっているが、管理保管が自治会にできるのか。また、「等」とあるが、自治会以外に何を想定しているのか。

坂上係長 「自治会等」というのは、一部の自治会が組織している防犯組合のことである。防犯カメラは、実際にいくつかの自治会が設置し運用しているが、適切に管理されていると警察からも伺っている。

五十嵐課長 自治会によっては、犯罪の抑止効果をメインに設置しているため管理が不十分なところもあると聞いている。

佐藤委員 防犯カメラの設置は大変ありがたいことだが、犯罪が起きないことが一番である。防犯カメラの設置と併せて、引き続き防犯対策についても行っていただきたい。

(5) 議題2 犯罪被害者等支援の動向について

坂上係長 資料2の2ページを御覧いただきたい。犯罪被害の状況について、命を奪われる、財産を奪われる等の直接的な犯罪被害発生後にある本人又は家族等が負う精神的な被害等が問題視されている。

三条警察署に、犯罪被害者等相談があった件数を確認したところ、近年、市内では年間3件程度となっている。

3ページを御覧いただきたい。「犯罪被害者等基本法」が平成17年4月に施行されたことを受けて、犯罪被害者等に特化した条例を制定する自治体が近年増えている。令和3年4月1日時点で都道府県においては、47都道府県中32都道府県が制定し、うち8都道府県が見舞金制度を導入している。市町村においては、1,724市町村中384市町村が制定し、うち377市町村が見舞金制度を導入している。

4ページを御覧いただきたい。新潟県では、平成17年7月公布、施行の「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」で犯罪被害者等支援を規定していたが、特化条例が今年度4月に施行された。新潟県から県内各市町村に対し、同様の特化条例を制定するよう要請されている。

5 ページを御覧いただきたい。新潟県では、今年度から見舞金支給事業を行っている。内容としては、市町村が折半する形で、遺族及び重傷病者に見舞金を支給するものである。対象者としては、故意の犯罪の被害に遭った本人又は家族となり、令和3年4月1日以降に発生した犯罪から適用される。

また、県内市町村の状況については、新潟市が令和3年6月議会で見舞金制度を導入し、6月の時点で新潟市が調査した資料によると、他市についても検討中との回答があった。

6 ページを御覧いただきたい。三条市では、三条市安全・安心なまちづくり条例において、犯罪被害者等に対する支援を規定している。今年度、新潟県犯罪被害者等支援条例が施行されたことを契機に、当市においても、警察など関係機関との連携方法や支援内容といった犯罪被害者支援の在り方の整理、見直しを行い、その整理、見直しを行う中で、特化条例の制定や見舞金制度導入の要否についても検討していきたい。具体的には、犯罪被害者等への「見舞金制度」導入の必要性と特化条例制定の必要性の2点になる。現在の「三条市安全・安心なまちづくり条例」の規定に基づく対応とするのか、それとも、特化条例を制定した上での対応とするかどうかなどの検討を今後行っていきたい。

(6) 意見交換

関本課長

犯罪被害者等支援については、新潟市でも見舞金制度が導入されていることから、検討した上で進めていただきたい。コロナ禍でも問題視されているが、風評被害への支援についても併せて考慮していただきたい。

五十嵐課長

御指摘のように、SNSの普及によって風評被害が広まり、心理的な負担が生じる場合が多い。風評被害の件についても、条例化等を今後検討する中で考慮したい。

佐藤委員

三条市が犯罪被害者等支援を検討する目的は何か。県から特化条例の制定を要請されているからか。目的がしっかりしていれば、単に犯罪被害者等に見舞金を出すだけではなく、人権を保護する内容になるかと思う。

昨今、ある学校では、命の大切さや犯罪被害者等の人権を考えるために、犯罪被害者に来ていただき、講演を行っているところもあると聞いている。犯罪被害に遭い、苦しんだ上に二次的被害に遭わないように何かしらの対応を取っていただきたい。

五十嵐課長	<p>三条市安心・安心なまちづくり条例において、犯罪被害者等に関する内容の規定はあるが、計画上は具体的な記載がないことから、今後、どのような支援が必要かを慎重に考えていかなければならないと考えている。しっかりと犯罪被害者等に寄り添うことを念頭に置いて、検討していきたい。</p>
殖栗委員	<p>もしもの時に頼れる体制がない不安な状況は、市の体制としてはあってはならないと思う。素早く対応ができる具体的なシステムや組織を作る必要があると思う。</p>
阿部委員	<p>とにかくスピード感を持ってやっていただきたい。新型コロナウイルス関連の飲食店への支援金等でもとにかく対応が遅いという声があった。</p> <p>また、被害者の個人情報漏洩することもあるようなので、そのようなことがないようにしてもらいたい。</p>
五十嵐課長	<p>しっかりとスピード感を持って対応したい。</p> <p>また、被害者の個人情報の漏洩については、行政に何ができるかを考え、対応していきたい。</p>
青野副会長	<p>こういった事件になると、意外と相談する相手がいないように思うので、まず行政が相談窓口になって、弁護士や法務省の人権擁護委員等と連携をとって、相談が受けやすい体制を作してほしい。</p>
五十嵐課長	<p>条例化を考える上で、一番大切なことは総合的な支援をどう行うかであり、その点について、窓口をどうするかは重要である。仮に条例を制定した場合、窓口も明確になり、対応が迅速になるというメリットもあるが、条例がなくてもできないということではない。以上の観点から条例の是非について検討していきたい。</p>
坂西会長	<p>三条市安全・安心なまちづくり条例の中で、犯罪被害者等の支援についての言及があるが、現在、三条市で行っている具体的な支援事業や窓口はないのか。</p>
藤井部長	<p>個々のケースによって、福祉課等で対応している事例があると聞いているが、総合的な窓口はない状況である。</p>
坂西会長	<p>佐藤委員が指摘した犯罪被害者の二次被害を防ぐ教育について</p>

て、私も賛同する。現代において、被害を受けた方が悪いという SNS での風潮が非常に多いと感じている。学生への教育だけではなく、一般の方についても広報や条例制定の情報提供等を行い、具体的な注意喚起等を行っていただき、二次被害を三条市から無くしてほしいと思う。

(7) その他 意見なし

五十嵐課長 本日頂いた意見を参考に2つの議題をしっかりと検討してまいりたい。
次回の会議については、秋頃に開催したいと考えている。時機を見て委員の皆様にご案内させていただきたい。

(8) 閉会